

庁議の概要

開催日 平成 23 年 1 月 24 日 (月)

◎項 目

- 1 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について【農業振興部】
- 2 各部局等の動向について【各部局等】

◎内 容

- 1 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について【農業振興部】

農業振興部から宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について説明を行った。

【概要】

- ・ 1 月 21 日に宮崎県宮崎市で、23 日には宮崎県新富町で鳥インフルエンザが確認されたため、当該農場等で飼養する家きんの殺処分を実施するとともに、移動制限を行うなど必要な対策を講じている。
- ・ 国では 21 日に農林水産省が「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、必要な防疫措置を決定した。また、22 日には首相を本部長とする「鳥インフルエンザ対策本部」を開催し、初動対応に全力を挙げるよう閣僚らに指示した。
- ・ 高知県では 1 例目の発生を受け、22 日には 100 羽以上飼養している全農家に対して自主防疫の徹底や注意喚起を促す指導を行い、この時点で異常家きんがないことを確認した。また 2 例目の発生を受け、今後、現場への立入検査や指導の実施及び地域防疫会議の開催など、防疫対策の徹底を行う。なお、小規模農家や野鳥への対応は市町村や J A を通じて、注意喚起等を徹底していきたい。
- ・ 四国他県では、本県同様に侵入防止対策を徹底し、うち徳島県では消石灰の配布を決定している。

【意見交換】

- ・ 小学校や農業高校などに対して注意喚起をする必要があるため、市町村や農場に通知文書を出した際は教育委員会にも知らせてほしい。(教育委員会事務局)
- ・ 飼養家きんが 100 羽以下の農場等や野鳥についてはどういう対応をしているのか。(知事)
- 小規模の農場や愛玩用については、市町村を通じて指導する体制は取っているが、把握しきれていないのが実情なので、専門的にどんな対応をしたらよいかということを経営管理部と農業振興部とで連携して広報していこうと考えている。(危機管理部)
- 野鳥に関する注意喚起は 24 日からテレビで放送する。また、これまでの対策としては、市町村に対する野鳥の傷病鳥の監視強化の指導や、鳥獣保護員の巡回活動における野鳥の監視強化などである。なお、12 月以降に通報を受けて検査回収等をした事例が 11 件あるが、いずれも検査結果は陰性だった。(文化生活部)

- 2 各部局等の動向について【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局の今週の動きに関する資料を配布の上、概要説明を行った。

(知事)

- ・ 平成 23 年度当初予算の知事査定が始まる。実効性のあるよい予算を作るために、実のある議論を交わしていきたいのでよろしくお願ひしたい。
- ・ 鳥インフルエンザについては、とにかく初動体制が重要となるので、何か起こったときにすぐに対応できるように体制を調べておいてほしい。関係部局や出先機関においても対策方よろしくお願ひしたい。